



GYOSEISHOSHI HOKKAIDO



北海道遺産：稚内市「稚内港北防波堤ドーム」

行政書士北海道

2008年5月 No.289

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>

メールアドレス = gyosei@mr.biglobe.ne.jp

ピックアップ・旭川

今月のピックアップ
稚内新エネルギー研究会

長谷川 伸一 会長

ピックアップ・旭川支部

榎又 政浩 支部長

業務資料・特集

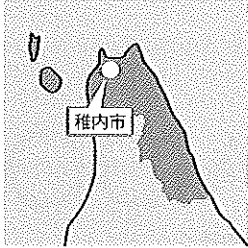
経営規模等評価申請書の

新書式に関する主な改正点

電子化特集へ5

法人化を問うへ6





ピックアップ・旭川

Pick up

今月のピックアップ

最近私達の周りで「環境問題」について大きく取り沙汰される事が、多くなってきているのではないのでしょうか。今年は北海道で「洞爺湖サミット」があり、地球規模の環境問題がテーマの1つにあがっています。このような環境問題を踏まえて今回は、日本最大規模の風力発電基地『宗谷岬ウインドファーム』や、世界最大規模となる太陽光発電所を建設中である「稚内市」において、新しい分野に挑戦し続けてきた稚内新エネルギー研究会会長長谷川伸一氏よりお話を聞かせて頂きました。



稚内新エネルギー研究会 長谷川伸一会長

『最北端』から『最先端』へ

編集委員：長谷川会長よろしくお願ひします。まず何故、「風のまち稚内」と呼ばれているのか教えてください。

長谷川会長：皆さんの中では、稚内は魚のまちというイメージがあるかもしれませんが。確かに魚のまち、水産業のまちというのは間違いなのですが、二百海里規制後、水揚げは以前の5分の1以下になっており、2回の減船で底引船の数も6分の1程度になってしまいました。もう魚のまちとしては難しいと考えています。

私が30歳くらいの時にデンマークに行く機会があ

り、そこで風車という物を初めて見ました。当時日本ではまだオーソドックスではなかった風車でしたが、常時強い風が吹く稚内には最適だと考え、風を活かした稚内の新しいまちづくりを行政に働きかけました。しかし最初は、そんな街づくりは夢物語だと笑われました。でも私は諦めきれず「風のまち」をPRするために、稚内北星学園大学の生徒達の企画編集により、「レラタウン」という小冊子を発行したりしました。ちなみに「レラ」とは、アイヌ語で「風」の意味です。こういった活動により「風のまち」稚内をアピールし続けたことで、稚内の風を利用しようとする企業が現れたり、市民フォーラムの協力なども得られるようになって、現在では宗谷丘陵に日本屈指の風力発電基地、宗谷ウインドファーム(1千キ

目次

ピックアップ・宗谷		行政書士の日制定記念セミナー開催(in北見)	28
今月のピックアップ	2～4	実務で学ぼう 渉外業務	28
支部ピックアップ	5	～第3回渉外業務研修会開催のご案内～	
経営規模等評価申請書の		新入会員	29
新書式に関する主な改正点	6～20	会議開催状況(3～4月)	30
電子化特集⑤ ～電子化の課題と今後の展望～	21～23	ご逝去	31
法人化を問う⑥ ～行政書士法人のこれから～	24～25	編集後記	31
判例研究室	26～27		



風力発電の風車

口ワット級風車57基)が稼動しており、稚内市には全部で74基の風車が建ち並びまさに「風のまち」になりました。

編集委員：稚内新エネルギー研究会の活動や研究内容・成果などを教えてください。

長谷川会長：稚内新エネルギー研究会は、平成17年3月31日に設立されました。そして、環境省が公募する「平成のまほろば事業」(環境と経済の好循環のまちモデル事業)という3カ年の補助事業に応募し、全国で10件という狭き門を通過して、幸運にも採択の運びとなりました。私達が注目したのは、水素と燃料電池の可能性でした。日本という国はエネルギーに乏しい国であり、エネルギーをもつことによって、日本乃至稚内は変わると考えたのです。宗谷岬ウインドファームと稚内市内の風力発電量は、稚内市内の年間消費電力の7割に達する量ではありますが、天候に左右される風力発電は、まず一度電力会社に売電しなければならず、直接市内に電力供給する事はできないのです。しかし、風車で発電した電気によって水を電気分解し、水素を貯蔵して燃料電池に送ることで、安定した電力を保てるようになりますと私達は考えました。そして現在、稚内公園に市が所有する風車によって発電された電気を使用し、前記の燃料電池のシステムを導入する事によって、風が止んでいるときでも、ゲストハウス内の面積の約半分の照明用電力、コンセント電源の電力をまか

なっています。ちなみに、二酸化炭素を一切ださない日本でもめずらしいシステムです。

編集委員：稚内新エネルギー研究会の活動により「風のまち」として、稚内が元気になってきていると感じました。

長谷川会長：確かに他の県や外国からの視察も増え手ごたえを感じております。私達の目標は、新エネルギーを使用して、オイルショック時にエネルギー自給率2%であったのを、30年後には140%にした、北海道とほぼ同じ人口の北欧のエネルギー輸出国デンマークなのです。

そこで、新エネルギーとしてさらに目をつけたのが太陽光発電でした。思い立ったのは「平成のまほろば事業」に応募申請を終えた時で、もし採択されなかった場合、次に取り組む事業に、と考えていました。

北海道電力(株)を中心として活動し、当初稚内では無理だろうと各地で言われていたNEDO技術開発機構の「大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実施研究」の事業実験地に、道立宗谷ふれあい公園横の広大な敷地が選ばれました。これは2006年から2010年までの5年間に約70億円という事業費で、5メガワットの太陽光発電所を建設するというものです。この規模は世界でも3番目の発電量にあたります。この太陽光発電で起こした電力を、グリーン証券というものを活用し、サミット会場であるザ・



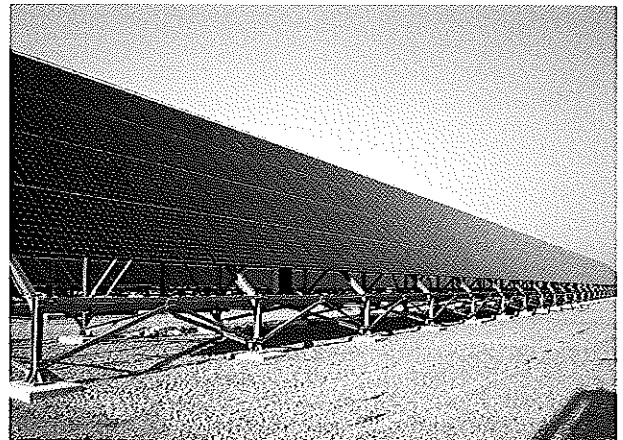
太陽光発電用パネル

ウィンザーホテル洞爺へ供給する提案もしております。

編集委員：次々に新しいものに挑戦し実現させていくなんて素晴らしいですね。これからも何か新しい事を考えているのでしょうか。

長谷川会長：太陽光発電ができて、風力発電所もある。これに燃料電池の基になる水素をうまくミックスしていけば、稚内はエネルギー供給基地になれると考えています。稚内新エネルギー研究会の最大の目的は、環境と新エネルギーによる稚内の再生です。その柱になるのは、観光と環境を結びつけた観光環境産業だと考えています。この柱を決めておけば、稚内にある施設内の電力を、自然エネルギーで全部まかなう形もとれるでしょう。そうすることで稚内という街が再生できると思います。結局、そのためには人づくりをしなかったらまちは生きていけない、すなわち、まちづくりの究極の問題は、人づくりが出来るかどうかにあるのではないかと思います。そして、まちが元気になればそこに住んでいる人たちも企業もさらに元気になるのです。これが私の最終結論です。

編集委員：長谷川会長、どうもありがとうございました。



太陽光発電用パネル

今回、稚内新エネルギー研究会を取材させていただいた事で、環境について考える機会ができました。環境に配慮しつつも最先端に行くのは容易なことではないと思いますが、たゆまぬ努力が実現への第一歩なのだと思います。また私達行政書士が、これからの行政書士や弁護士等の増加時代の中、既存の業務に依存しているだけではいけないのではないかと、考えさせられました。稚内市の風力発電や太陽光発電にあたるような新分野に、挑戦していくことが必要なかもしれません。昨今、任意後見制度やADRなど新しい業務への傾向も見られますし、今年1月には、「行政書士法の一部を改正する法律」が成立し、行政書士業務に関する聴聞・弁明手続の代理が明確に位置付けられました。

行政書士会の環境にも、新しい「風」が吹き「光」が射すかもしれませんね。



長谷川会長と編集委員

支部ピックアップ：旭川支部



旭川支部・榎又支部長

支部ピックアップの第3回は旭川支部です。榎又政浩支部長にお話をお聞きしました。

* * *

○旭川支部概要

旭川支部は上川支庁(4市16町2村)旭川市・名寄市・富良野市・士別市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村・中川町と留萌支庁(1市7町1村)留萌市・増毛町・小平町・苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町・幌延町と宗谷支庁(1市7町1村)稚内市・猿払村・浜頓別町・中頓別町・枝幸町・豊富町・礼文町・利尻町・利尻富士町の6市30町4村の全国一の広域支部であり、134名(平成20年4月1日現在)の会員が所属しています。

支部会員は社会保険労務士、税理士、司法書士、土地家屋調査士等を兼業されている会員が50%ほどいます。

業務の特徴は、兼業の多数派である社会保険労務士・税理士の兼業の方々は建設業を取扱っているこ

とが多いようです。

行政書士専業の方は記帳代行、建設業、運送事業、車庫証明・自動車の登録に特化している方と相続・遺言等と内容証明・契約書の作成等の民事関係を主に取扱っている方に分かれます。

○支部研修内容

研修は年6回ほどの研修会を実施しています。

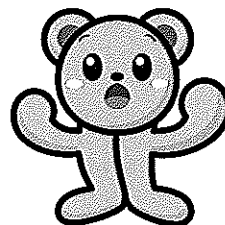
業務に関連する法改正のタイムリーな研修を心がけるとともに、会員からの要望にも応えてまいりたいと思います。また、新しい分野の業務研修会の開催も実施していきたいと思っています。

○特殊な行事等の内容

毎年11月3日(文化の日)には、「遺言と相続」をテーマに第1部「演劇」、第2部「講演」、第3部「無料相談会」の三部構成で「市民講座&無料相談会」開催。

「演劇」は遺言と相続に関連したシナリオを支部の行政書士会員が作成し、アマチュア劇団に演じてもらっておりますが、市民には大変、好評です。

「無料相談会」も例年、相談件数も多く、会員の親切な対応により、市民の皆様にご満足いただいております。



経営規模等評価申請書の新書式に関する主な改正点

12ページ以降の書式の項番

項番07. 「資本金額または出資総額」

企業の単独決算の資本金額（出資総額）を記入

経営状況分析を単独決算で受審した場合は「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額

連結決算で受審している場合は、別記様式第15号（財務諸表）の資本金の額となる

なお、この項は評点には影響しない

項番18. 「利益額（2期平均）」

- ・利益額は、審査対象事業年度と審査対象事業年度の前審査対象事業年度の2期の平均額（平成19年度を審査対象事業年度とする場合は、19年度および18年度の2期の平均）

- ・利益額の計算式は

$$\text{利益額} = \text{営業利益} + \text{減価償却実施額}$$

- ・減価償却実施額は、法人税申告書別表16（1）および（2）に記載の減価償却額の実施額で確認する

項番19. 「技術職員数」

- ・別紙二の「技術職員名簿」記載された人数

項番32. 「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」

- ・評点Zにおいて、元請完成工事高が評価項目になったことで、受審業種ごとに完成工事高のうち元請完成工事高の額を記載する欄が新たに設けられた

項番61. 「技術職員名簿」

- ・技術職員数の2期平均は廃止
- ・技術職員1人につき申請可能なのは2業種のみ

※2業種の考え方

- ①. 1資格から2業種選択でもOK

ex. 土木施工管理技士（1資格）→土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事

- ②. 2資格から1業種ずつ選択でもOK

ex. 土木施工管理技士・技能検定「造園」1級→土木一式工事、造園工事

- ・講習受講について

※申請する業種について次の1～3の要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する

- ①. 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）

- ②. 監理技術者資格者証の交付を受けていること

- ③. 法第26条の4から8の規定による講習を当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること（当期事業年度開始日が平成20年4月1日の場合は、平成15年4月1日から平成19年3月31にまでの間ということ）

項番44. 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」

- ・これらの制度のうち1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入する

ex. 退職一時金制度の例

- ・就業規則や労働協約による退職金制度
- ・中小企業退職共済
- ・小規模起業共済（ただし、従業員がいない場合に限り可）

企業年金制度の例

- ・厚生年金基金
- ・適格退職年金契約

項番46. 「建設業の営業年数」

- ・旧書式では、「項番19」にあったもの
- ・項番が変わっただけで記載方法は同じ

※営業年数の数え方

最初に許可を受けた年月日を誕生日として人間で言うところの「満年齢」で計算する

項番48. 「営業停止処分の有無」**項番49. 「指示処分の有無」**

- ・審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する（「直前」の考え方は「項番61」の技術職員の講習受講と同様である）
- ・確認は各行政庁が行い、申請業者はこの項目に関する確認資料は提出しない

項番50. 「監査の受審状況」

- ・会計監査人を設置している場合……「1」を記入
（監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点）
- ・会計参与の設置を行っている場合……「2」を記入
（会計報告書が作成されている場合に加点）
- ・下記の者のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」（サンプル書式参照）に署名を付したものを提出している場合……「3」を記入
- ・公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者
- ・1級登録経理試験の合格者（1級建設業経理士、1級建設業経理事務士）
- ・上記以外の場合……「4」を記入

項番51. 「研究開発費」（2期平均）

- ・改正後の規則別記様式17の2注記表に記載された研究開発費の額
- ・項番50「監査の受審状況」において「1」を記入した場合のみ2期平均の額を記入
それ以外の場合は「0」となる

新経審と旧経審との評点比較

株式会社 新撰組の土木一式工事の場合

(書式記載例に記載された数値をもとに評点を計算)

算出式や評点テーブルの詳細は、「月刊 日本行政 4月号(No.425)」等を参照してください。

なお、評点Y等の算出の計算根拠となる経営分析上の数値は、以下の通りです。

新経審の場合に根拠となる数値(単位：千円)

固定資産	190,637	売上高	612,699
流動負債	470,304	売上総利益	122,964
固定負債	165,756	受取利息配当金	2,640
利益剰余金	204,490	支払利息	4,636
自己資本	234,490	経常利益	53,463
総資本(当期)	870,550	営業キャッシュフロー(当期)	20,903
総資本(前期)	896,465	営業キャッシュフロー(前期)	142,409

旧経審の場合に根拠となる数値(単位：千円)

受取勘定	23,458	売上高	612,699
未成工事支出金	218,908	営業利益	55,568
固定資産(当期)	190,637	経常利益	53,463
固定資産(前期)	277,657	当期純利益	53,408
支払勘定	107,920	総資本(当期)	870,550
未成工事受入金	235,496	総資本(前期)	896,465
有利子負債	263,461	付加価値	213,203
(うち受取手形割引額)	0	支払利息	4,636
固定負債	165,756	受取利息配当金	2,640
自己資本	234,490	キャッシュフロー	25,053

評点比較

	新経審(平成20年4月1日以降)	旧経審(平成20年3月31日以前)																																																
X 1	工種別年間平均完工高(※1)273,378 ・評価区分(2億5千万～3億) (評点テーブルより) $24 \times 273,378 \div 50,000 + 684$ 評点X 1 = 815	(算出式省略) 評点X 1 = 838																																																
X 2	自己資本額 234,490 ・評価区分(2億～2億5千万) $19 \times 234,490 \div 50,000 + 691 = 780$ 平均利益額 61,769 ・評価区分(6千万～8千万) $19 \times 61,769 \div 20,000 + 649 = 707$ $(780 + 707) \div 2 = 743$ 評点X 2 = 743	(算出式省略) ※自己資本額と建設業従事職員数を数値化して算出していた 評点X 2 = 815																																																
Y	(算出式多数のため省略) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>純支払利息比率</td><td>0.326</td></tr> <tr><td>負債回転期間</td><td>12.458</td></tr> <tr><td>総資本売上総利益率</td><td>13.918</td></tr> <tr><td>売上高経常利益率</td><td>5.100</td></tr> <tr><td>自己資本対固定資産比率</td><td>123.003</td></tr> <tr><td>自己資本比率</td><td>26.936</td></tr> <tr><td>営業キャッシュフロー</td><td>0.817</td></tr> <tr><td>利益剰余金</td><td>2.045</td></tr> </table> ※各数値から「経営状況点数」Aを算出し 「 $167.3 \times A + 583$ 」でY評点を算出する 評点Y = 648	純支払利息比率	0.326	負債回転期間	12.458	総資本売上総利益率	13.918	売上高経常利益率	5.100	自己資本対固定資産比率	123.003	自己資本比率	26.936	営業キャッシュフロー	0.817	利益剰余金	2.045	(算出式多数のため省略) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>売上高経常利益率</td><td>7.400</td></tr> <tr><td>総資本経常利益率</td><td>6.051</td></tr> <tr><td>キャッシュフロー対売上高比率</td><td>4.089</td></tr> <tr><td>(収益性点数)</td><td>0.706</td></tr> <tr><td>必要運転資金月商倍率</td><td>-1.600</td></tr> <tr><td>立替工事高比率</td><td>0.826</td></tr> <tr><td>受取勘定月商倍率</td><td>0.459</td></tr> <tr><td>(流動性点数)</td><td>-1.303</td></tr> <tr><td>自己資本比率</td><td>26.936</td></tr> <tr><td>有利子負債月商倍率</td><td>5.160</td></tr> <tr><td>純支払利息比率</td><td>0.326</td></tr> <tr><td>(安定性点数)</td><td>-0.256</td></tr> <tr><td>自己資本対固定資産比率</td><td>123.003</td></tr> <tr><td>長期固定適合比率</td><td>209.952</td></tr> <tr><td>付加価値対固定資産比率</td><td>91.055</td></tr> <tr><td>(健全性点数)</td><td>-0.263</td></tr> </table> ※「収益性」「流動性」「安定性」「健全性」の各から「経営状況点数」Aを算出し 「 $215.3 \times A + 720$ (法人の場合)」でY評点を算出する 評点Y = 901	売上高経常利益率	7.400	総資本経常利益率	6.051	キャッシュフロー対売上高比率	4.089	(収益性点数)	0.706	必要運転資金月商倍率	-1.600	立替工事高比率	0.826	受取勘定月商倍率	0.459	(流動性点数)	-1.303	自己資本比率	26.936	有利子負債月商倍率	5.160	純支払利息比率	0.326	(安定性点数)	-0.256	自己資本対固定資産比率	123.003	長期固定適合比率	209.952	付加価値対固定資産比率	91.055	(健全性点数)	-0.263
純支払利息比率	0.326																																																	
負債回転期間	12.458																																																	
総資本売上総利益率	13.918																																																	
売上高経常利益率	5.100																																																	
自己資本対固定資産比率	123.003																																																	
自己資本比率	26.936																																																	
営業キャッシュフロー	0.817																																																	
利益剰余金	2.045																																																	
売上高経常利益率	7.400																																																	
総資本経常利益率	6.051																																																	
キャッシュフロー対売上高比率	4.089																																																	
(収益性点数)	0.706																																																	
必要運転資金月商倍率	-1.600																																																	
立替工事高比率	0.826																																																	
受取勘定月商倍率	0.459																																																	
(流動性点数)	-1.303																																																	
自己資本比率	26.936																																																	
有利子負債月商倍率	5.160																																																	
純支払利息比率	0.326																																																	
(安定性点数)	-0.256																																																	
自己資本対固定資産比率	123.003																																																	
長期固定適合比率	209.952																																																	
付加価値対固定資産比率	91.055																																																	
(健全性点数)	-0.263																																																	

	新経審(平成20年4月1日以降)	旧経審(平成20年3月31日以前)
Z	講習受講済1級技術者 1(6点) 上記以外の1級技術者 1(5点) 2級技術者 1(2点) 技術職員数 3名 技術職員数値 $6+5+2=13$ ・評価区分(技術職員数5未満) (評点テーブルより) $62 \times 13 \div 5 + 510 = 671 (Z1)$	1級技術者 2(5点×2) 2級技術者 1(2点×1) 技術職員数値 $10+2=12$ ・評価区分(技術職員数12) (評点テーブルより) 評点Z=715
	元請完工高(※2) 165,784 ・評価区分(1億5千万~2億) (評点テーブルより) $39 \times 165,784 \div 50,000 + 657 = 786 (Z2)$ $Z = Z1 \times 0.8 + Z2 \times 0.2$ 評点Z=694	

※1 工種別年間平均完工高

$$(271,041 + 275,716) \div 2 = 273,378$$

※2 元請完工高

$$(184,834 + 146,734) \div 2 = 165,784$$

	新経審(平成20年4月1日以降)	旧経審(平成20年3月31日以前)
W	その他の審査項目(社会性等) (算出式多数のため省略)	
	雇用保険加入の有無	有
	健康保険及び厚生年金保険加入の有無	有
	建設業退職金共済制度加入の有無	有
	退職一時金制度若しくは 企業年金制度導入の有無	有
	法定外労災補償制度加入の有無	有
	労働福祉の状況	45点
	営業年数	7年
	建設業の営業年数	4点
	防災協定の締結の有無	無
	防災活動への貢献の状況	0点
	営業停止処分の有無	無
	指示処分の有無	無
	法令遵守の状況(※3)	0点
	監査の受審状況	書類提出
	公認会計士等の数	1
	二級登録経理試験合格者の数	1
	建設業の経理の状況	12点
	研究開発費	0
	研究開発の状況	0点
※角太字の点数を合算し、評点テーブルに基づいて評点を求める		
W評点=610		
その他の審査項目(社会性等) (算出式多数のため省略)		
雇用保険加入の有無	有	
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	有	
貸金不払い件数	0	
建設業退職金共済制度加入の有無	有	
退職一時金制度導入の有無	有	
企業年金制度導入の有無	有	
法定外労災補償制度加入の有無	有	
労働福祉の状況	30点	
業務災害死亡者の数	0.00	
業務災害負傷者の数	0.00	
工事安全成績	30点	
営業年数	7年	
営業年数	2点	
公認会計士等の数	1	
二級登録経理権合格者の数	1	
公認会計士等数	10点	
防災協定締結の有無	無	
防災活動への貢献状況	0点	
※角太字の点数を合算し、評点テーブルに基づいて評点を求める		
W評点=780		

※3 法令遵守の状況

この項目は減点項目のため、何もなければ「0点」となる

総合評定値(P点)の計算

新経審による計算：0.25X1+0.15X2+0.2Y+0.25Z+0.15W

・0.25×815+0.15×743+0.2×648+0.25×694+0.15×610=710 よって評点P=710

旧経審による計算：0.35X1+0.10X2+0.2Y+0.20Z+0.15W

・0.35×838+0.10×815+0.2×901+0.20×715+0.15×780=815 よって評点P=815

(用紙A4)

20001

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

〒065-0013

北海道札幌市東区北十三条東7丁目6番10号

株式会社新撰組

北海道開発局長
北海道知事

高橋 はるみ 殿

申請者 代表取締役 近藤 勇

印

行政庁側記入欄
項番
請求年月日
支庁コード整理番号
申請年月日

申請時の許可番号
大臣知事コード
国土交通大臣許可(一般)
第010011号
平成18年07月05日

前回の申請時の許可番号
大臣知事コード
国土交通大臣許可(一般)
第000000号
平成00年00月00日

審査基準日
平成20年03月31日

申請等の区分
1

処理の区分
00

資本金額又は出資総額
3000000 (千円)
法人又は個人の別
1 (1.法人)

商号又は名称のフリガナ
シンセングミ

商号又は名称
(株)新撰組

代表者又は個人の氏名のフリガナ
コンドウ イサミ

代表者又は個人の氏名
近藤 勇

主たる営業所の所在地市区町村コード
01103

主たる営業所の所在地
東区北13条東7-6-10

郵便番号
065-0013
電話番号
011-785-3623

許可を受けている建設業
1111111111 (1.一般)

経営規模等評価等対象建設業
9999999999

北海道札幌市東区北十三条東7丁目6番10号
 株式会社 新撰組
 申請者 代表取締役 近藤 勇

自己資本額 ³⁵¹⁰ (千円) 審査対象 ¹³ (1.基準決算 2.2期平均)

基準決算	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	(千円)
直前の審査基準日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	(千円)

利益額 (2期平均) ³⁵¹⁰ (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益 + 減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度			
営業利益	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	(千円)	営業利益	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	(千円)
減価償却実施額	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	(千円)	減価償却実施額	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	(千円)

技術職員数 ³⁵⁷ (人)

登録経営状況分析機関番号 ³⁵⁰³⁰ 経営状況分析を受けた機関の名称 財団法人経営分析研究所

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めめる事項	再審査を求めめる理由

連絡先
 所属等 総務部 氏名 山南 敬介 電話番号 011-785-3623

別紙一

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

北海道札幌市東区北十三条東7丁目6番10号

株式会社新撰組

申請者 代表取締役 近藤 勇

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 18年04月 至 19年03月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18年 4月～19年 3月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月		審査対象事業年度 自 19年04月 至 20年03月 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)		
業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
32010	271041	184834	275716	146734
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	土と 合計	
土木一式 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $271,041 \times 12/12 = 271,041$ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $184,834 \times 12/12 = 184,834$ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
32011	0	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	今期	
アスファルト工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $0 \times 12/12 = 0$ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $0 \times 12/12 = 0$ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
32050	141413	65808	153175	102934
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
とび工の工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $141,413 \times 12/12 = 141,413$ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $65,808 \times 12/12 = 65,808$ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
32051	0	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
法面処理 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $0 \times 12/12 = 0$ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $0 \times 12/12 = 0$ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
33 その他				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
34 合計				

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

(用紙A4)

20002

別紙一

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

北海道札幌市東区北十三条東7丁目6番10号

株式会社新撰組

申請者 代表取締役 近藤 勇

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 18年04月 至 19年03月										審査対象事業年度 自 19年04月 至 20年03月										計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)																			
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18年 4月~19年 3月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月~ 年 月																																		
業種コード 32230	完成工事高(千円) 176766										元請完成工事高(千円) 132486										完成工事高(千円) 183808										元請完成工事高(千円) 126077									
工事の種類 造園 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 176,766×12/12=176,766					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 132,486×12/12=132,486																																		
32																																								
工事の種類 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																																		
32																																								
工事の種類 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																																		
32																																								
工事の種類 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																																		
32																																								
工事の種類 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																																		
33	0										0										0										0									
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 0×12/12=0					元請完成工事高計算表 0×12/12=0																																		
34	589220										383128										612699										375745									
合計																																								

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

(用紙A4)

20005

別紙二

技術職員名簿

北海道札幌市東区北十三条東7丁目6番10号
株式会社新撰組

申請者 代表取締役 近藤 勇

頁 数 61 001 頁

通番	氏名	生年月日	業種	有資格	講習受講	業種	有資格	講習受講	業種	有資格	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1	近藤 勇	S 32.04.02	6 2	2 3	1 3	3	1					030303
2	土方 歳三	S 34.06.30	6 2	0 1	1 1	3	2	2 3	1 3	3	2	
3	沖田 総司	S 41.07.15	6 2	0 1	1 1	3	1	2 3	1 3	3	2	010101
4	永倉 新八	S 37.08.19	6 2	2 3	2 3	4	2	0 5	0 0	1	2	
5	斎藤 一	S 43.09.28	6 2	0 5	1 1	3	2					
6	井上 源三郎	S 29.05.05	6 2	0 1	2 1	4	2	0 5	2 1	4	2	
7	芹澤 鴨	S 45.12.18	6 2	2 3	1 3	3	1	0 5	1 7	3	2	020202
8			6 2									
9			6 2									
10			6 2									
11			6 2									
12			6 2									
13			6 2									
14			6 2									
15			6 2									
16			6 2									
17			6 2									
18			6 2									
19			6 2									
20			6 2									
21			6 2									
22			6 2									
23			6 2									
24			6 2									
25			6 2									
26			6 2									
27			6 2									
28			6 2									
29			6 2									
30			6 2									

(用紙A4)

20004

別紙三

その他の審査項目 (社会性等)

北海道札幌市東区北十三条東7丁目6番10号
株式会社新撰組

申請者 代表取締役 近藤 勇

労働福祉の状況													
雇用保険加入の有無	<table border="0"> <tr> <td>項番</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 1</td> <td>1</td> <td>(1.有、2.無、3 適用除外)</td> </tr> </table>	項番	3		4 1	1	(1.有、2.無、3 適用除外)						
項番	3												
4 1	1	(1.有、2.無、3 適用除外)											
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 2</td> <td>1</td> <td>(1.有、2.無、3 適用除外)</td> </tr> </table>	3		4 2	1	(1.有、2.無、3 適用除外)							
3													
4 2	1	(1.有、2.無、3 適用除外)											
建設業退職金共済制度加入の有無	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 3</td> <td>1</td> <td>(1.有、2.無)</td> </tr> </table>	3		4 3	1	(1.有、2.無)							
3													
4 3	1	(1.有、2.無)											
退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 4</td> <td>1</td> <td>(1.有、2.無)</td> </tr> </table>	3		4 4	1	(1.有、2.無)							
3													
4 4	1	(1.有、2.無)											
法定外労働災害補償制度加入の有無	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 5</td> <td>1</td> <td>(1.有、2.無)</td> </tr> </table>	3		4 5	1	(1.有、2.無)							
3													
4 5	1	(1.有、2.無)											
建設業の営業年数													
営業年数	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 6</td> <td>7</td> <td>(年)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>初めて許可(登録)を受けた年月日</td> <td>休業等期間</td> <td>備考(組織変更等)</td> </tr> <tr> <td>昭和 平成</td> <td>12年 4月 24日</td> <td>年 月</td> </tr> </table>	3	5		4 6	7	(年)	初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)	昭和 平成	12年 4月 24日	年 月
3	5												
4 6	7	(年)											
初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)											
昭和 平成	12年 4月 24日	年 月											
防災活動への貢献の状況													
防災協定の締結の有無	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 7</td> <td>2</td> <td>(1.有、2.無)</td> </tr> </table>	3		4 7	2	(1.有、2.無)							
3													
4 7	2	(1.有、2.無)											
法令遵守の状況													
営業停止処分の有無	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 8</td> <td>2</td> <td>(1.有、2.無)</td> </tr> </table>	3		4 8	2	(1.有、2.無)							
3													
4 8	2	(1.有、2.無)											
指示処分の有無	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 9</td> <td>2</td> <td>(1.有、2.無)</td> </tr> </table>	3		4 9	2	(1.有、2.無)							
3													
4 9	2	(1.有、2.無)											
建設業の経理状況													
監査の受審状況	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 0</td> <td>3</td> <td>(1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)</td> </tr> </table>	3		5 0	3	(1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)							
3													
5 0	3	(1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)											
公認会計士等の数	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 1</td> <td>1</td> <td>(人)</td> </tr> </table>	3	5		5 1	1	(人)						
3	5												
5 1	1	(人)											
二級登録経理試験合格者の数	<table border="0"> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 2</td> <td>1</td> <td>(人)</td> </tr> </table>	3	5		5 2	1	(人)						
3	5												
5 2	1	(人)											
研究開発の状況													
研究開発費(2期平均)	<table border="0"> <tr> <td>5 3</td> <td>0</td> <td>(千円)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>0 (千円)</td> <td>0 (千円)</td> </tr> </table>	5 3	0	(千円)	審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0 (千円)	0 (千円)					
5 3	0	(千円)											
審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度												
0 (千円)	0 (千円)												

※参考書式

建設業経理事務士等名簿

申請者 ㈱新撰組

	氏名	生年月日	建設業経理事務士等	取得年月日	備考
1	山南敬介	昭和 36 年 8 月 11 日	1 級 経理事務士	平成 6 年 5 月 31 日	
2	近藤深雪	昭和 60 年 11 月 23 日	2 級 経理事務士	平成 15 年 5 月 31 日	
3					
4					
5					
6					
7					
		1 級	1 名		
		2 級	1 名		
		合計	2 名		

行政庁収受印欄

※参考書式

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項2号の規定に基づく確認を行うため、株式会社新撰組の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第14期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

株式会社 新撰組
専務取締役 総務部長

山 南 敬 介 ㊞

以 上

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工事 経 歴 書

（建設工事の業種） 土木一式 工事（税込・税抜）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記載） 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
国土交通省	元請	共同企業体（JV）として 行った工事は「JV」と記載		北海道 札幌市	沖田 総司	レ	82,435 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 8 月
石狩市	下請		北川南立体第15工区工事	北海道 石狩市	土方 歳三	レ	54,250 千円	千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 11 月
北海道河川局	下請		石狩川新線構築工事	北海道 石狩市	沖田 総司	レ	39,591 千円	千円	平成 19 年 9 月	平成 20 年 2 月
札幌市下水道局	元請		北白石川幹線第2工区工事	北海道 札幌市	永倉 新八	レ	38,000 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 5 月
江別市	下請		江別ポンプ所新設工事（第3期）	北海道 江別市	芹澤 鶴	レ	31,321 千円	千円	平成 19 年 10 月	平成 20 年 1 月
函第・ホーム北海道	元請		フォレストガーデン平岡公園（仮称）七 地造成工事	北海道 札幌市	斎藤 一	レ	26,299 千円	千円	平成 19 年 6 月	平成 19 年 10 月
						レ	3,820 千円	千円	平成 19 年 6 月	平成 19 年 7 月

工事の記載方法（経審を受審する場合）

① 元請工事の完成工事についてその請負代金額の7割を超えるところまで、請負代金額の大きい順に記載

注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで
注2. 請負代金額の合計額の1,000億円超の部分は記載不要

② ①に続けて、①以外の元請工事および下請け工事の完成工事について全ての完成工事の約7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載

注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで
注2. 請負代金額の合計額の1,000億円超の部分は記載不要

③ ②に続けて、主な未成工事について請負代金の大きい順に記載

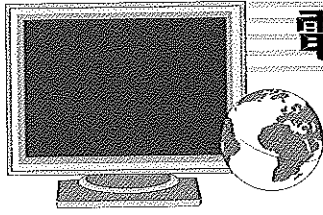
各工事現場に配置した技術者について該当する欄にレ印を記載

ページごとの完成工事の件数及び請負代金額の合計を記載

「小計」・「合計」のうち元請工事に係る請負代金額の合計を記載

最終ページの場合、全ての完成工事の件数及び請負代金額の合計を記載

小 計	7 件	275,716千円	千円	うち 元請工事 146,734千円	千円
合 計	件	千円	千円	うち 元請工事 千円	千円



電子化特集⑤

『電子化の課題と今後の展望』

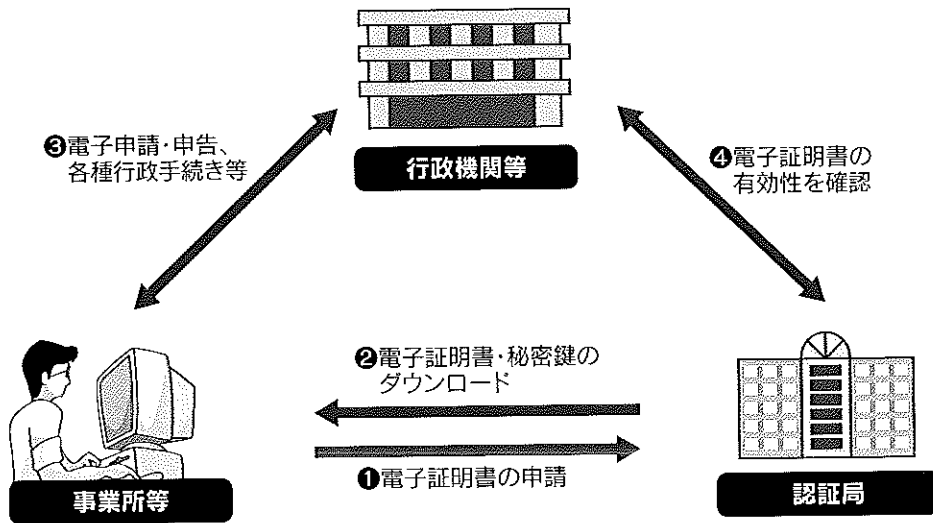
今号で電子化特集も最終回となりました。
 今回は電子化の課題と今後の展望について考えてみたいと思います。

電子証明書

日本行政書士会連合会が公式に認定し推奨する日本商工会議所ビジネス認証サービスタイプ1-G (以下タイプ1-Gとする)が行政書士にとって主流ではあるものの、この他にも多種多様な電子証明書が存在しています。

この電子証明書は申請先である行政機関等に対し申請者(行政書士)が本人であることを認証局(日本商工会議所)が証明するものです。

しかし、行政機関側が必要とする証明要件を満たしていない電子証明書では申請等に使用する事ができないということになります。これはタイプ1-Gで申請できる分野と申請できない分野が並立しているということでもあり、場合によっては他の規格の電子証明書が必要になるということが言えます。



<http://ca.jcci.or.jp/bcs1/bcs1g/index.html> (日本商工会議所ビジネス認証サービスHP)
 より電子認証システムのイメージ図

電子申請について

今後は電子申請はさらに普及すると推測できます。申請用紙のダウンロード等はいくつかの場合は可能なのですが、電子申請には対応していない場合もあります。また、ある申請は電子申請が可能であっても、別の申請では電子申請に対応していない場合が数多くあり、各省庁・各自治体によってもこの点には差があります。

各省庁の電子申請の一例

総務省	電子申請・届出システム (e-Gov 電子申請システムに移行中) 電波利用電子申請・届出システム
国土交通省	オンライン申請システム 特殊車両通行許可申請オンライン申請システム
法務省	オンライン申請システム (※手続によって利用可能な電子証明書が異なる)
警察庁	電子申請・届出システム
内閣府	電子申請・届出システム
国税庁	国税電子申告・納税システム (e-Tax)

<http://ca.jcci.or.jp/mokuteki5/index.html>より転載

国税電子申告・納税システム(e-Tax)では平成19年9月18日より、地方税トータルシステム(eLTax)については、平成20年3月24日より日本商工会議所ビジネス認証サービスタイプ1-Aの電子証明書に加え、ビジネス認証サービスタイプ1-G(行政書士用電子証明書)、タイプ1-E(各種電子申請・届出用電子証明書)についても利用が可能になるなど、普及が進んでいます。

ただし、電子申請ができない例外や、認証局側や申請システムのメンテナンス等による一時的な受付の停止、システム障害による遅れなどがある可能性は否定できません。

電子認証・電子証明書を導入するにあたっての費用をどの時点でペイできるかは事務所経営にとって大きな問題です。現時点で一切パソコンを使用していない行政書士は多くないと思われますが、インターネットに接続することでも、パソコンを導入・更新することでも多少なりとも費用がかかり、ソフトウェア、電子証明書の申請費用等を含めてのシステムは「設備投資」という事になります。その投資に対する対価は当然報酬(事務所の利益)として戻ってくるわけですが、現時点で電子証明書を導入してもある特定の業務以外で使われる事が無いのであれば、無駄になってしまう可能性も無いとは言えません。もちろん今後の普及によって導入する必要性は高いと思われます。

ホームページ等に関して

事務所のホームページを持っている方も多いかと思いますが、さらに増えることが予想されます。しかしこのホームページにも様々な利点と問題点が存在しています。HTML (ハイパー・テキスト・マークアップ・ランゲージ) で記述されたファイルを違うブラウザ上で閲覧するだけでもHTMLの記述間違いなどで正しく表示されていないことはよくあります。

プロバイダーやサーバーの能力や容量によってはアップロードしたファイルが消えてしまったり、アクセス不能になったりということもあります。

簡単に情報を発信できるということは確かなのですが、それが必ずしも閲覧者(潜在的な依頼者あるいは相談者)に向けたものという観点から作られたものとはいえない場合もあります。また、内容の間違いや錯誤を招く表現や盗用など、法律的な危険を含んでいる場合もあります。

何をアピールし、どう有用な情報を載せるかをよく考えていく必要があるでしょう。

また検索サイトを使用した検索が一般的ですが、この検索にヒットしなければ自身のホームページを閲覧してもらえないということにもなります。検索結果の上位に載せるための対策(SEO対策と呼ばれる)もありますが、費用も手間もかかることは認識しておくべきと言えます。

今後解決されるべき問題点

上記のような電子証明書の規格の違い、普及度合いの問題以外にも、ネットワークに接続するパソコンのセキュリティ、ウイルスやハッカーの存在、記憶メディアの互換性、データの互換性、プラットフォーム(OSなど現時点ではWindowsが主流でWindowsにしか対応していない事が多いが、MacOS、LINUXなど他のOSや旧製品などとの互換性は解決されていない)の違いなど多岐にわたる問題があります。

これらの問題はいずれ解決されるものもあると考えられますが、セキュリティ、バックアップ等自己防衛が必要な点は違いはありません。

今後の展望とまとめ

インターネットを介した広告、電子申請、書式ダウンロードといった電子化は今後さらに範囲を広げ普及していくことは確実と言えるのですが、政府は「利便性・サービス向上が実感できる電子政府(電子行政・電子自治体)を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)としているものの、国・地方公共団体の予算の問題も含めてどの時点でどこまで達成できるかという点は今のところ未知数です。

また、政府機関のホームページに対するサイバー攻撃などがあることも確かであり、情報流出などの可能性も視野に入れる必要があります。

電子化によって24時間どこからでも申請ができる、コストが安くなる、あるいは簡単に情報発信ができる、といったメリットだけではなく、セキュリティ面などのデメリットもあるという点を十分に理解して対策していくことが重要ではないでしょうか。

法人化を問う⑥



～行政書士法人のこれから～

これまで、行政書士法人制度の概要や申請書類、また具体的な行政書士法人のケースを取り上げながら「法人化を問う」と題して連載してきました。

平成20年3月末日現在、北海道における行政書士法人は8法人、全国では132法人が登録されています。その増減数に着目すると、平成19年10月1日からの半年間で、東京都行政書士会で4法人、北海道行政書士会で3法人増加し、その他の府県においては増減0または1となっております。複数の行政書士法人が誕生しているのは東京都と北海道のみという状況です。

徐々に増えつつある行政書士法人ですが、その社員数に着目すると、286名しかおりません。この286という人数を法人数の132で割ると、平均約2.17名となります。行政書士法人設立には最低限2名の行政書士社員が必要となりますが、ほとんどの行政書士法人において社員2名というのが現状です。

法人化の目的は各法人によっても異なりますが、上記のような行政書士法人の現状を踏まえると、従来から存在していた共同事務所を単に法人化したもの、税効果を期待しての法人化、次いで支店(従たる事務所)設置を目的とした法人化等が挙げられます。

その一方、社員2名による法人は、その経営方針の違いによる退社や、健康上の理由等による廃業に伴い、法人の維持そのものが危ぶまれる可能性もあります。会社法人とは異なり、行政書士法人ならではの制限や運営の難しさが存在することも確かです。

なお、行政書士法人は、構成する各社員とは別に、法人としても事務所が存在する全ての各単位会に加入し、会費を納入する必要があります。法人にとってはそうした法人ならではの経費が必要となります。反面そのことは、行政書士法人制度により、会費等により財政的に貢献しているともいえます。

では、今後、行政書士法人の制度はどのように進むでしょうか。

一つには、他士業である弁護士法人や税理士法人といった制度の状況も参考になるかと思いますが、合わせて行政書士業界の将来を予測することで、行政書士法人の将来像もまた浮かび上がってくるものと思います。

例えば、ワンストップサービスといった言葉が使われるようになって久しいものの、真のワンストップサービスとは何なのでしょう。「提携」や「連携」の名の下に、知り合いの行政書士や他士業を紹介するだけでワンストップサービスと称しているケースもあります。そうした点一つを考えてみても、単一主体としての法人は、真のワンストップサービスに資する要素を有しています。

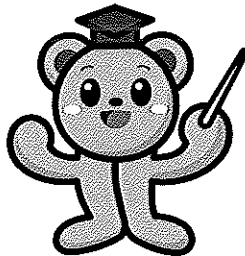
また、新規開業者のケースを考えてみると、保有する書式も少なく、事務所運営に関するノウハウも持たず、ただ一人で開業しつつ、研修会だけが頼りということでは、開業後の業務や事務所運営がままならないというケースも容易に想定されます。このことは、せっかく行政書士資格を取得しても、その知識が社会の役に立てられないことを意味しています。その一つの解決策としても、行政書士法人によるサポート体制が、行政書士開業の一助となるはずですが、相互依存で甘える開業者を増やすということではなく、本当に社会から必要とされるサービスを提供する業

務だからこそ、多くの行政書士が安定・安心して開業できる地盤づくりをすることが、結果として社会貢献につながるということです。

今から34年前の昭和49年5月15日、日本で初めてのコンビニエンスストアが東京都江東区に開店しました。それまでは個人商店か大型スーパーが小売業を占める中、新たなビジネスモデルが誕生し、試行錯誤を重ねながら発展しました。その日本第1号店を作り上げたコンビニチェーンは、今や全国1万2,000店、売上高2兆5,000億円のコンビニチェーンに成長したわけです。

平成16年から始まった「行政書士法人」制度は、全国130法人を数えるに至ったとはいえ、その実態は前述のとおり、発展前の段階です。行政書士法人制度を活用するためには、登録手続や登記手続の簡便化も求められるかも知れません。規制緩和の流れや他土業の動向から考えると、行政書士法人は増加の方向に向かうとともに、組織的業務形態のメリットを活かした大型法人化という流れも予想されます。ここでいう大型化というのは、ワンフロアに数百名の弁護士が机を並べている法律事務所のようなスタイルだけでなく、まさにコンビニや郵便局のごとく、大きなネットワークを活かすというスタイルも含まれます。さらに法人には、その存在、サービスに永続性があるというメリットもありますので、民事・商事・許認可等の分野を問わず、広く社会のニーズに応えることが可能です。

こうした大型法人化の流れが進めば、全国に5ないし10程度の大型法人が設立されるはずですが、その頃には、新規開業者が開業するにあたり、そうした行政書士法人のパンフレットやホームページを見比べながら、個人開業にしようか法人社員になろうか、法人であればどの法人社員として開業しようかと検討する時代になるのではないのでしょうか。





設問

過失相殺の斟酌について

回答

民法上の過失相殺は、債務不履行における場面と、不法行為における場面で扱いが異なります。債務不履行では、責任と額につき必要的斟酌であり(民法418条)、不法行為では、額について任意的斟酌とされます(民法722条2項)。

平成20年3月27日、最高裁において過失相殺が論点となった判決がなされたので紹介します。本件は、上告人Xの従業員であったAの相続人である被上告人Yらが、Xに対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めている事案です。

[以下原審認定の事実] Aは、平成5年5月に職場の定期健康診断で心電図の異常を指摘され、同年7月に市立旭川病院に入院して精密検査を受けた結果、陳旧性心筋梗塞と診断された。その際、Aには、遺伝的に総コレステロール値が高くなる疾患で、虚血性心疾患の危険因子となる家族性高コレステロール血症(ヘテロ型)が認められた。Aは、同年8月及び同年12月に同病院に入院して経皮的経管的冠状動脈血管形成術の手術を受けるなどしたが、結局、冠状動脈の2枝に障害のある状態は改善されず、その後は内服治療を続けることとなった。

Xにおいては、平成13年4月以降、事業構造改革が進められていたところ、Aは、これに伴う雇用形態及び処遇体系の選択に当たり、Xとの雇用契約を継続し、60歳を定年として法人営業等の業務に従事することなどを条件とする「60歳満了型」を選択したため、同14年4月24日付けで法人営業部門に配置換えとなり、法人営業に必要な技能等の習得を目的とする研修への参加を命じられた。本件研修は、同日から約2か月間にわたって、札幌市内や東京都内のXの研修施設等で行われたものであり、その研修期間中、研修施設やホテルでの宿泊を伴うものであった。Aは、平成14年6月7日、札幌市内での研修終了後に旭川の自宅に帰宅し、日曜日である同月9日の午前中、墓参りのため北海道樺戸郡新十津川町所在の先祖の墓に1人で出かけたが、同日午後10時過ぎころ、先祖の墓の前で死亡しているのを発見された。

Aの直接の死因は急性心筋虚血であるが、これは、Xにおける事業構造改革に伴う雇用形態及び処遇体系の選択の際の精神的ストレス並びに本件研修への参加に伴う精神的、肉体的ストレスが、前記のとおり基礎疾患を有していたAの冠状動脈の状態を自然の経過を超えて増悪させ、心筋梗塞などの冠状動脈疾患等が発症したことによるものであった。

Xは、第1審の第8回口頭弁論期日に陳述した平成16年3月31日付け準備書面において、Aの死亡については、Aの自己健康管理保持に著しい過失があり、また、Aがスコップを持参して墓の手入れに行くことを制止しなかったYらにも過失がある旨主張したが、同期日において、これは過失相殺を主張する趣旨ではない旨釈明した。その後、第1審において、Xから本件につき過失相殺をすべきである旨の主張がされたことはなかった。また、Aが家族性高コレステロール血症に罹患していたことをうかがわせる資料は提出されていたが、XからもYらからも主張されることはなかった。第1審判決は、Xの不法行為責任を認め、Xに対しYら各自に3,314万1,886円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう命ずる限度でYらの請求を認容したが、その理由中において、Aにつき動脈硬化に関する遺伝的素因等を

具体的に認めるに足りる的確な証拠が見当たらない旨述べており、過失相殺については何ら言及しなかった。

Xは、控訴理由を記載した平成17年5月11日付け準備書面において、Aが家族性高コレステロール血症にり患していたことを指摘し、また、同年6月27日付け準備書面(原審第2回口頭弁論期日に陳述)において、予備的主張として、Aが陳旧性心筋梗塞の合併症を有する家族性高コレステロール血症にり患していたことなどから、過失相殺に関する規定を類推適用してXが賠償すべき金額を減額すべきである旨主張した。その上で原審は、上記事実関係等の下において、「Xは、第1審において過失相殺を主張しない旨釈明しているところ、控訴審において過失相殺に関する規定の類推適用を主張することは、著しく信義に反するものであり、また、第1審の軽視にもつながるものである。したがって、Xの上記主張は、訴訟上の信義則に反するものとして許されない。」旨判断し、Xの不法行為を理由とするYらに対する損害賠償の額を定めるに当たり過失相殺に関する規定(民法722条2項)の類推適用をしなかった。

これに対し最高裁第一小法廷は次のように判示し、原審を破棄し、差戻しました。

「(1)被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度等に照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の規定を類推適用して、被害者の疾患をしんしゃくすることができる(最高裁昭和63年(オ)第1094号平成4年6月25日第一小法廷判決・民集46巻4号400頁参照)。このことは、労災事故による損害賠償請求の場合においても、基本的に同様であると解される。

また、同項の規定による過失相殺については、賠償義務者から過失相殺の主張がなくとも、裁判所は訴訟にあらわれた資料に基づき被害者に過失があると認めるべき場合には、損害賠償の額を定めるに当たり、職権をもってこれをしんしゃくすることができる(最高裁昭和39年(オ)第437号同41年6月21日第三小法廷判決・民集20巻5号1078頁参照)。このことは、同項の規定を類推適用する場合においても、別異に解すべき理由はない。

(2)前記事実関係等によれば、Aが急性心筋虚血により死亡するに至ったことについては、業務上の過重負荷とAが有していた基礎疾患とが共に原因となったものといえるところ、家族性高コレステロール血症(ヘテロ型)にり患し、冠状動脈の2枝に障害があり、陳旧性心筋梗塞の合併症を有していたというAの基礎疾患の態様、程度、本件における不法行為の態様等に照らせば、XにAの死亡による損害の全部を賠償させることは、公平を失するものといわざるを得ない。

原審は、Xが原審において過失相殺に関する規定の類推適用を主張することは訴訟上の信義則に反するものとして許されないというのであるが、そもそも、裁判所が過失相殺に関する規定を類推適用するには賠償義務者によるその旨の主張を要しないことは前述のとおりであり、この点をおくとしても、前記の本件訴訟の経過にかんがみれば、第1審の段階ではXにおいてAが家族性高コレステロール血症にり患していた事実を認識していなかったことがうかがわれるのであって、Xの上記主張が訴訟上の信義則に反するものということもできない。

(3)そうすると、Xの不法行為を理由とするYらに対する損害賠償の額を定めるに当たり過失相殺に関する規定(民法722条2項)の類推適用をしなかった原審の判断には、過失相殺に関する法令の解釈適用を誤った違法があるというべきである。」

行政書士の日制定記念セミナー開催 (in 北見)

平成20年3月22日(土)、北見東急インにて、日本行政書士会政治連盟北海道支部主催 同支部網走分会主管により、行政書士の日(2月22日)制定記念セミナーが開催されました。セミナーには、講師として衆議院議員の武部勤氏、来賓として北海道議会議員の船橋利実氏、北見市長の神田孝次氏をお招きし、行政書士会会員や一般市民約80名が参加しました。

セミナーでは、日本行政書士会連合会の深貝亨副会長の挨拶、来賓の方々よりご祝辞を頂戴した後、武部

氏にご講演いただきました。ご講演では「北海道道州制特区構想について」というテーマで、今後の北海道の行政のあり方や経済施策などを道州制の仕組みにからめて分かり易くお話いただきました。また、小泉政権で自民党幹事長をされていた頃の裏話などもユーモアいっぱいにご紹介いただき、参加者も興味深く聞き入っていました。

また、セミナーの後は武部氏を囲んで懇親会が開催され、終始和やかな雰囲気の中懇親が深められました。



深貝副会長



武部氏を囲んでの懇親会の様子

実務で学ぼう 涉外業務 第3回 涉外業務研修会開催のご案内

下記の要領で標記の研修会を実施します。今回は全国で活躍するベテラン実務家の先生二名を招聘し、涉外業務の最前線のお話しをしていただきます。

参加を希望する方はご連絡ください。

記

開催日時：平成20年6月7日(土曜日) 午後1時30分から5時00分

開催場所：札幌中央区民センター2階

札幌市中央区南2条西10丁目(市営地下鉄西11丁目駅下車)

テーマ：第1部 帰化許可申請・涉外戸籍の実務

講師 中野辰宏先生(大阪府行政書士会所属)

：第2部 入管業務の実務

講師 住吉隆行先生(福岡県行政書士会所属)

参加費：受講料3,000円(資料代込)+会費5,000円(半年間分)

申込方法：氏名、所属支部、電話番号、FAX番号を記載の上、下記へFAXでお申し込み下さい。

申込先：国際法務研究会事務局(滝沢事務所気付) 担当/堀川

FAX番号：011-261-2657

申込締切：平成20年6月6日(金曜日)まで

主催：行政書士国際法務研究会

NewFace 新入会員



^{なかた} ^{ともみち}
中田 具亨 昭和52年3月22日生
札幌支部 平成20年3月1日入会
事務所 札幌市中央区南12条西15丁目4番3号
池脇ビル2F
TEL 011-551-2617
FAX 011-561-5136

〈コメント〉



^{いけだ} ^{まさと}
池田 真人 昭和47年4月14日生
札幌支部 平成20年4月1日入会
事務所 石狩市花川南9条2丁目36番地
TEL 090-2696-7887

〈コメント〉

札幌大学法学部卒。大手介護保険会社、不動産その他多数の業界経験を持つ。民事法務、介護保険をメインに業務展開。



^{さとう} ^{あきら}
佐藤 明 昭和31年1月10日生
札幌支部 平成20年4月1日入会
事務所 札幌市中央区北4条西12丁目1番地28
北4条ビル8階4号室
TEL 011-280-6200
FAX 011-280-6222

〈コメント〉



^{ささき} ^{かつよし}
佐々木 勝義 昭和21年4月16日生
札幌支部 平成20年4月1日入会
事務所 札幌市豊平区西岡2条1丁目8番38
205号
TEL 011-857-0315

〈コメント〉



^{にしだ} ^{ふみお}
西田 文夫 昭和20年11月21日生
網走支部 平成20年4月1日入会
事務所 網走市桂町4丁目3番17号
TEL 0152-43-4492
FAX 0152-43-4492

〈コメント〉



^{みなかた} ^{みちこ}
南方 美智子 昭和28年7月23日生
札幌支部 平成20年4月1日入会
事務所 札幌市中央区南17条西10丁目2番20
610号
TEL 011-532-7212
FAX 011-532-7212

〈コメント〉

年金3号被保険者歴20年。ただ今、プレッシャーの真只中です。でも何かできるを信じて、努力を続けていきたいと思っております。



^{むら} ^{ひろし}
三浦 浩 昭和45年12月6日生
札幌支部 平成20年4月1日入会
事務所 札幌市西区発寒11条3丁目1番40号
発寒中央ビル3階
TEL 011-671-7311
FAX 011-671-7312

〈コメント〉

日々、精進を重ね地域と行政書士会に少しでも貢献していきたいと考えています。



^{なかの} ^{みおる}
中野 實 昭和22年12月10日生
空知支部 平成20年4月1日入会
事務所 岩見沢市北4条西17丁目2番17号
TEL 0126-25-5631
FAX 0126-25-5631

〈コメント〉

20余年にわたり、内閣法制局で法政執務(法律や政令の改正に係る立法技術)に従事。郷里の岩見沢で何かのお役に立ちたい。



会議開催状況 <3~4月>

< 理事会・常任理事会・正副会長会 >

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第13回常任理事会	平成20年 3月 6日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)成20年度各部事業予算について (2)平成20年度各部事業計画について (3)網紀事案について (4)会則改正案について (5)その他当面する課題について
第14回常任理事会	平成20年 3月 16日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)平成19年度事業報告及び決算見込 について (2)平成20年度事業計画及び収支予算 について (3)網紀事案について (4)会則改正案 について (5)その他当面する課題について
第4回理事会	平成20年 3月 21日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 (3)網紀、緊急、ADR推進各委員会からの報告 ②協議事項 (1)平成19年度事業報告について (2)平成19年度決算見込について (3)平成20年度 事業計画について (4)平成20年度収支予算につい て (5)北海道行政書士会会則及び同施行規則改 正案について
第1回常任理事会	平成20年 4月 22日	リンケージプラザ	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)平成19年度の事業報告及び決算報 告について (2)平成20年度の事業計画及び収支 予算について (3)網紀事案について (4)当面する課題について (5)その他

< 委員会 >

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第17回ホームページ運営委員会	平成20年 3月 5日	本会会議室	
第12回登録調査委員会	平成20年 3月 5日	本会会議室	登録調査 新規7名、変更4名
第2回緊急特別委員会	平成20年 3月 10日	本会会議室	
第3回網紀委員会	平成20年 3月 11日	本会会議室	
第14回会報編集委員会	平成20年 3月 12日	本会会議室	
第9回研修委員会	平成20年 3月 18日	本会会議室	
第18回ホームページ運営委員会	平成20年 3月 18日	本会会議室	
第1回会報編集委員会	平成20年 4月 1日	本会会議室	
第1回ホームページ運営委員会	平成20年 4月 3日	本会会議室	
第1回登録調査委員会	平成20年 4月 9日	本会会議室	登録調査 新規22名、変更5名
第1回網紀委員会	平成20年 4月 15日	本会会議室	

ご逝去

ここに謹んで、
ご冥福をお祈りします。

札幌支部

二九八九番

折笠 義則

去る平成二十年三月三日にて永眠

(享年七十五歳)

札幌支部

一一八一番

中島 正美

去る平成二十年三月三日にて永眠

(享年四十九歳)

空知支部

四一七二番

千葉 二三夫

去る平成二十年三月十七日にて永眠

(享年八十三歳)

札幌支部

四五三七番

近藤 日出男

去る平成二十年四月十二日にて永眠

(享年八十四歳)



編集後記

地球環境問題が主要なテーマとされる洞爺湖サミットの開催が間近に迫ってきました。今号では新たなエネルギーとして全国的にも注目されている稚内市の風力発電施設「稚内新エネルギー研究所」取材させていただきました。宗谷丘陵にならぶ風車は圧巻で外国の景色をも思わせるものです。皆さんもこの夏に是非稚内市を訪れてみてはいかがでしょうか。

1年間にわたり会報で取組んできた法人化と電子化の企画が今号で終了します。次号からは新たな構成と企画で会報をお届けします。会員の皆様の要望なども取り入れていきたいと考えていますので、ご意見などがございましたらお寄せください。

2008. 5. 第289号

平成20年5月25日発行

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

発行人：加藤 隆夫

編集人：松井 隆文

発行所：北海道行政書士会

印刷所：(株)スリーエス印刷

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224番

会員数の概要

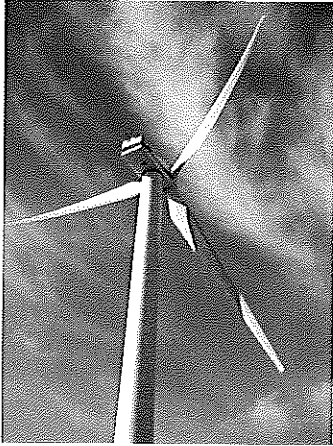
総会員数				前年同月比	前月比
1,483 (個人1,474・法人9)				+24	±0
男性	1,352	女性	122		

平成20年4月末現在

次号の記事の締切は6月末です。

日本最北端の街から世界最先端の街へ

～地球環境を考える市民の街・稚内を作るために～



稚内は漁業と酪農のまち、自然エネルギーの宝庫であり、地球環境を考える素材があふれています。私たちはこれらを私たちだけの資産とせず、道内、全国そして世界の人々が稚内での学習、研修で集まってもらえるような情報と体験を提供できる「風のがっこう」を作りたいと考えています。

私たちがひとつの目標としているのは、北歐・デンマークの試み。オイルショック時わずか2%だったエネルギー自給率を30年の間に原発を持つことなく140%にし、エネルギー輸出国となったデンマーク。デンマークに倣い、新エネルギー関連産業を興し、地域に根付かせる。雇用が生まれれば、人は自然に戻り、それが地球環境に貢献する仕事であれば働く誇りと喜びも生まれます。

ここに住む人々が「地球環境に優しい暮らし」と「心の豊かさ」を実感できる新エネルギー最先端都市としての地域の再生、それが私たちが目指す稚内のまちづくりです。

稚内新エネルギー研究会で取り組んでいる5つのプロジェクト

- 最北のまほろばプロジェクト(環境省のまほろば事業対策)
- 北のてっぺん緑化プロジェクト
- 低温凍結熱媒と雪氷による氷点下貯蔵庫の実証実験プロジェクト
- 大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究プロジェクト
- 夢をカタチに「エトゥ・アイランド構想」

稚内新エネルギー研究会入会のご案内

稚内新エネルギー研究会では、会員を募集しています。
年会費：法人会員36,000円(年)／個人会員1,000円(年)
入会をご希望の方は、ホームページの「お問合せ」より入会申込書をダウンロードし、必要事項をご記入後、事務局までFAX(0162-33-4055)をお願いします。後日、事務局よりご案内及び広報誌「レラヴィわっかない」を送付します。
詳しい内容は、ホームページにて規約をご覧ください。

ホームページ <http://www.rera-vie.jp/index.html>



稚内港北防波堤ドーム

稚内市

稚内一樺太大泊間の旧稚泊航路整備の一環として、冬季の北西越波防止のために建設された半アーチ式ドーム。海上からの高さ14m、柱間6mの円柱72本を並べた長さ427mの世界でも類を見ない独特の景観と構造を持ち、港湾土木史に残る傑作であるとともに、旧樺太航路時代の記憶を残す歴史的遺産。設計者は、当時26歳の土木技師・土谷実。